

「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入に!?

事例1

初回500円の化粧品をお試し価格で購入した。使ってみたところ肌に合わなかった。解約したいが、電話がつかない。

事例2

健康食品をインターネットで注文した。1回だけのつもりだったが、2回目の商品が届いた。業者に問い合わせたところ、5回購入が条件の定期購入だった。

インターネットやチラシなどを見て、健康食品等を低価格で購入できると思って申し込んだが、実際には複数回の購入が条件の定期購入だったという相談が多く寄せられています。

健康食品や化粧品などを通信販売で購入する場合は、「定期コース」などにより、初回の価格が安く設定されている場合があります。

購入する前に契約内容をよく確認しましょう。



ひとことアドバイス



- 通信販売では、クーリング・オフの制度はありません。そのかわり、事業者には返品・交換などの販売条件を明記することが義務付けられています。
- 商品を注文する前に、定期購入になっていないか、中途解約や返品・交換はできるかなど、契約内容をしっかりと確認することが大切です。
- インターネットで注文する場合は、最終ページまで画面をスクロールして、販売条件をしっかりと確認する必要があります。
- 解約しようと業者に電話をしても、なかなかつかないケースも多く見られます。



生活安全情報

長井警察署生活安全課から

特殊詐欺被害にご注意！

令和元年中の県内における特殊詐欺被害は、2億円を超えており、依然として予断を許さない状況です。

犯人は、電話、メール、ハガキ、FAX等あらゆる手段を使ってだまそうとします。被害に遭わないためには、犯人と話さないことです。在宅時も常時留守番電話設定にし、録音された音声で知人かどうか確認してから対応しましょう。

身に覚えのないハガキ等の連絡先にも絶対に電話をしないでください。一人で判断せず、家族や友人等に相談したり、警察に相談をして下さい。

消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

- | | | | |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| ・米沢市消費生活センター | 0238(40)0525 | ・川西町住民生活課 | 0238(42)6616 |
| ・長井市消費生活センター | 0238(87)0682 | ・小国町町民税務課 | 0238(62)2260 |
| ・南陽市市民課 | 0238(40)8255 | ・白鷹町町民課 | 0238(85)6131 |
| ・高畠町生活環境課 | 0238(52)1577 | ・飯豊町住民課 | 0238(87)0514 |

県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

電話番号3桁を押してください。
お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします。

2月・3月の消費生活法律相談

2月 6日(木) 13:30~15:30

3月12日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072